

令和 7 年度第 2 回熊本支部評議会議事概要報告

開 催 日 時	令和 7 年 10 月 21 日（火）14：00～15：30
開 催 場 所	熊本支部会議室（一部評議員はオンライン参加）
出 席 評 議 員	岩崎評議員、上江洌評議員、倉田評議員（議長）、 阪本評議員、迫田評議員、田口評議員、徳富評議員、中村評議員 （五十音順）
議 題	議題 1：令和 8 年度平均保険料率について 議題 2：令和 8 年度熊本支部事業における課題及び重点施策について その他：今後の評議会開催スケジュールについて
議 事 概 要 （主な意見等）	議題 1：令和 8 年度平均保険料率について 資料 1－1. 令和 8 年度保険料率に関する論点について 資料 1－2. 協会けんぽ（医療分）の 2024（令和 6）年度決算を足元とした 収支見通し（2025（令和 7）年 9 月試算）について 資料 1－3. 生損保等における準備金について 資料 1－4. 健康保険勘定準備金の長期運用 ＜事業主代表＞ 中小企業は、賃上げにより負担が大きくなっているものの、将来の安定した制度維持を重視し、平均保険料率は 10%に据え置いていただきたい。 ＜事業主代表＞ 物価高や賃上げにより中小企業は経営が厳しくなっている。現在の医療費の状況等を踏まえると、平均保険料率 10%を超えない状態をできるだけ維持していただきたい。 ＜被保険者代表＞ 若い世代の賃上げも行われているものの、本人の社会保険料等の負担もかなり大きい。平均保険料率 10%を継続していただきたい。 ＜被保険者代表＞ 賃金が上がる一方で、社会保障費の負担も増えており、手取りが増えた実感がないのが現状である。平均保険料率をこれ以上上げないでいただきたい。 事務局の説明の中で標準報酬月額の話が少しあったが、賃上げが進んでいるなら、上限も上げるべきではないか。標準報酬月額の上限はどのようにして決められているのか。

<議長>

所得再分配の観点が保険料率については弱いのではないかというご意見・ご質問と考えるが、事務局から意見などがあればお願いしたい。

<事務局>

標準報酬月額の上限の設定方法は法令で定められており、標準報酬月額の上限に達した加入者が一定の割合を超えたときに、新たな上限が設けられる仕組みになっている。

客観的に見ると、標準報酬月額の上限が設けられていることで、保険料負担のウェイトに格差が生じていることは事実である。

<議長>

医療保険制度は所得再分配の制度ではないが、法令により一定の対応が講じられている。標準報酬月額に上限を設けることにより保険料の負担格差が生じていることについて意見があったことは、本部に伝えていただきたい。

<事務局>

承知した。

<学識経験者>

平均保険料率 10%をずっと維持しているが、賃上げ・物価高が続き、準備金も積みあがっている状況では、平均保険料率 10%を維持することについて、事業主・被保険者の理解を得ることは難しいと考える。

例えば来年は 9.9%に下げて、再来年また 10%に戻すような柔軟な運用をした方が、加入者の保険制度に関する関心が高まると考える。

<事務局>

協会としては、平均保険料率についてご議論いただくための資料として、様々なパターンの試算をお示ししているものである。

健康保険法では中長期的な運営を行うにあたり 5 年間の収支見通しを示すことを定めている。あらゆるケースを想定してこれからの保険料率をどう考えていくか議論していただいているところである。

<議長>

今後、状況により平均健康保険料率の微調整を図ることで加入者の納得感が得られやすくなるということはあるかもしれない。

<学識経験者>

診療報酬の改定を控えているが、それがどの程度になるか分からないが、医療費の支出がこれからも伸びる見込みであることを踏まえて、平均保険料率 10%を超えないよう

に調整することが必要と考える。

<被保険者代表>

細かい資料を作成していただいたことに感謝する。

賃金が上がっても、社会保険料等が同じように上がっていくと、手取りがあまり変わらないというのが本音である。

平均保険料率を維持することについて、加入者が状況を理解し納得できるよう十分な情報発信をしていただきたい。

<被保険者代表>

準備金残高について、長期運用の話があったが、インフレが進んでいくと準備金の価値が下落していく。

この準備金を、保険料を軽減させるために有効活用することを検討していただきたい。

<事務局>

準備金を有効活用するため、長期運用すべきとのご意見については本部へ伝えていく。

準備金は加入者からお預かりした大事なお金である。

今回は 1,000 億円からではあるが、長期運用については、今後の運営委員会等でのご議論を踏まえて進めていきたいと考えている。

<議長>

健康保険料率のあり方について、10%を超えない形で維持し健康保険料率 10%の継続が、加入者に受け入れられるよう十分な情報発信をお願いしたい、というご意見と、少しでも柔軟に引き下げる等の方法も考慮していくべきというご意見の 2 つがありました。

2 点目の論点、令和 8 年度保険料率の変更時期は 4 月納付分からでよいか、という点について、ご意見はいかがか。

(一同異議なし)

それでは、これについては、特にご意見がないため、熊本支部評議会としては、8 年度保険料率の変更時期は、4 月納付分から了承することとする。

議題2：令和8年度熊本支部事業における課題及び重点施策について

資料2. 令和8年度熊本支部事業における課題及び重点施策について

<事業主代表>

わかりやすい資料に感謝する。

CKD ハイリスク者に対してDMを送っているということだが、「健康であれば、保険料率の軽減に繋がって、手取りが増える」というような、健康であることのメリットをより強調すると効果的ではないかと考える。

<被保険者代表>

CKD ハイリスク者へのアプローチに力を入れるとのことだが、健康な段階からしっかりと指導することが必要と考える。

若年者に対して、健康であることのメリットや、どうすれば健康でいられるのか、ということ伝えることが、加入者全体としての健康、医療費の削減に繋がると考える。

この重点施策を作成するにあたっては、より効果的な事業とするために現場の保健師・管理栄養士の意見も反映しているのか。

<事務局>

まず、健康づくりに関する若い世代からの啓蒙啓発に関して2点申し上げる。

(1点目)来年から20歳、25歳、30歳の被保険者に対する生活習慣病予防健診を開始する。事業主様を通じて多くの方にご利用いただきたい。

(2点目)熊本県においても若年者からの健康意識の醸成は課題とされており、県と連携しながら進めているところ。また、協会としてさらに若い世代へのアプローチとして、学生や児童をターゲットとした施策「子ども健康教育プロジェクト」を立ち上げ、啓発に努めているところである。

次に、重点施策の策定にあたっては、国が示すベンチマークである「2cm、2kg」をどうすれば対象者の方が達成できるか、保健師・管理栄養士・健診機関のノウハウ・意見を蓄積し、取り入れながらブラッシュアップしている。

<学識経験者>

マイナ保険証に関連して、全国及び熊本県における資格確認書の送付件数と割合について教えていただきたい。また、郵送による送達と思われるが、本人に届いていないケース等の発生の有無や対応をお聞かせいただきたい。

<事務局>

資格確認書は9月に一斉発送している。規模としては全国で約1,200万人、県下で約15万人に発送している。

送達は、個人あて特定記録郵便で行い、追跡ができるようにしている。

あて所不明で返送されてきたものについては、事情を記載した書面を付して事業所あ

てに送付している。

＜学識経験者＞

CKD も糖尿病も検査をしてみないと分からない。そのため、しっかり定期的に健診を行う必要がある。

また、入社時点で肝機能障害と診断してもいいほどの方もいることから、若い頃からの健診を勧めること、健康に関心を持ってもらうことをぜひ行っていただきたい。また、年齢に応じた健康教育を文科省や教育委員会と連携して行って、子供に正しい知識を持ってもらい、親にもそれを伝えてほしい。

今回議題の中にはなかったが、歯周病が糖尿病や心臓関係の病気、免疫系の病気と大きく関係していると言われている。厚労省からも健診の際に、歯に関する問診項目で問題のある方には歯科の受診を指導するよう健診機関あてに通達されているので、歯の健康についても啓発していただきたい。

その他：今後の評議会開催スケジュールについて

資料３．今後の運営委員会・支部評議会のスケジュールについて

（一同承知）

以上

特記事項

- | |
|--------------------------|
| ・傍聴：報道機関１名
・次回：令和８年１月 |
|--------------------------|